

## 5. 身体拘束等発生時の対応

利用者本人又はご家族の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、身体拘束等適正化委員会において検討を行い、身体拘束等を行うことよりも、身体拘束等をしないことによる危険性が高い例外的な場合において、下記3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てを満たした場合においてのみ、あらかじめ本人・家族への説明及び同意を得たうえで身体拘束等を行う。

また、身体拘束等を行なった場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、必要最低限の身体拘束となるよう努める。

### 【緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の3要件】

切迫性	利用者本人又は家族等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること
非代替性	身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの手法がないこと
一時性	身体拘束による行動制限が一時的なものであること

#### 1) 身体拘束等適正化委員会でのカンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会で、拘束による利用者の心身の障害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てを満たしているかについて検討・確認し、カンファレンス用紙にその内容を記録する。

要件を確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人、家族に対する十分な説明と同意を得る。

#### 2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態など確認・説明し、同意を得たうえで実施する。

### 3) 記録と再検討

【記録の保存義務】法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、身体拘束等を行っている期間は、訪問時にその状態を確認し記録する。また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は**2年間保存**し、行政担当部局の指導監査が行なわれる際に提示できるようにする。

### 4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体的拘束等を解除する。その場合は、本人、家族に報告を行う。

なお、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合があるが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、家族に連絡し、経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続きなく生命保持の観点から同様の対応を実施する。

#### 【緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合のフロー】

##### ◇ 緊急やむを得ず身体拘束等の行動制限が必要となった場合

- ・ステーション内カンファレンスの実施
- ・法人へ報告

※夜間・休日において身体拘束等が必要な事案が発生した場合は、事業所全体で協議し理由をカンファレンス議事録と訪問看護記録に残す



##### ◇ 緊急やむを得ない身体拘束等が必要と判断

1. 担当ケアマネジャー、地域包括支援センター等関係機関への相談・対応
2. 利用者及び家族等への身体拘束等の行動制限が必要な状態にあることを説明し同意を得る



##### ◇ 身体拘束等の実施

1. 身体拘束等の行動実施中の経過観察と記録

2. 身体拘束委員会で定期的にカンファレンスを実施、解除に向けた協議



#### ◇ 身体拘束等解除と判断

1. 担当ケアマネジャー、地域包括支援センター等関係機関への相談・対応
2. 利用者及び家族等へ身体拘束等解除の説明と同意を得る
3. 記録類は2年間保管する

## 6. 利用者に対する当該指針の閲覧

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当事業所ホームページにおいても閲覧可能な状態とする。

## 7. その他

本指針に定める研修への積極的な参加、地域住民、他事業所、施設との協働や外部研修の企画・参加で利用者の権利擁護とサービスの質向上を目指す。

### 附 則

この指針は、2024年6月1日より施行する。